

役員給与規程

財団法人 児童育成協会

財団法人児童育成協会役員給与規程

(平成8年規程第1号)

(総則)

第1条 児童育成協会の役員（非常勤の役員を除く。以下「役員」という。）の給与の支給については、この規程の定めるところによる。

(給与)

第2条 役員給与は、俸給、地域手当、通勤手当及び特別手当とする。

(俸給)

第3条 役員俸給月額、次の額とする。

理事長	866,000円
常務理事	649,000円

(地域手当)

第4条 地域手当の月額、俸給月額に100分の12を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する役員に支給する。

2. 通勤手当の月額は、一般職給与法第12条第2項に規定する額とする。
3. 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて別に定める。

(給与の支給定日及び支給方法)

第6条 役員給与（特別手当を除く。）の支給定日は、毎月17日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には当該各号に掲げる日とする。

- (1) 支給定日が日曜日に当たるときは前々日（その日が休日に当たるときは18日）
- (2) 支給定日が土曜日に当たるときは前日
2. 役員給与は、本人の希望する金融機関の口座にその全額を振込により支払うものとする。ただし、法令又は別に定めるものがあるときは、給与の一部を控除して支払うことができる。

(新たに役員となった者の給与)

第7条 新たに役員となった者には、その日から給与（特別手当を除く。以下この条から第9条までにおいて同じ。）を支給する。ただし、退職し、又は解任された役員が即日役員に任命されたときは、その日の翌日から給与を支給する。

(役員でなくなった者の給与)

第8条 役員が退職又は解任により役員でなくなったときは、その日まで給与を支給する。

2. 役員が死亡したときは、その月まで給与を支給する。

(給与の日割計算)

第9条 第2条の規定により給与を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その当月分の給与については、その月の現日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算した額を支給する。

(特別手当)

第10条 特別手当は、6月1日、12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対して、次表の基準日欄に掲げる基準日の別に応じてそれぞれ支給日欄（支給日欄に掲げる日が日曜日に当たるときは、同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは、同欄に定める日の前日とする。）に掲げる日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した役員については別に定める場合を除き同様とする。

基準日	支給日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日

2. 特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した役員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において役員が受けるべき俸給月額、地域手当の月額及び俸給月額に100分の25を乗じて得た額の合計額と俸給及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額とを合算した額に、6月に支給する場合は100分の140、12月に支給する場合は100分の155を乗じて得た額を基礎として、別に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。

附則

この規程は、平成8年8月1日から施行する。

附則

1. 非常勤の副理事長の給与については、この規程の定めにかかわらず当分の間、第3条に定める俸給月額は350,000円とし、第4条、第9条及び第10条は適用しないものとする。
2. 特定事業を担当する理事の給与については、この規程の定めにかかわらず当分の間、第3条に定める俸給月額は834,000円とし、第4条、第9条及び第10条は適用しないものとする。
3. この附則は、平成8年8月1日から施行する。

附則（平成9年3月27日改正）

1. 常勤の理事の給与は、当分の間、常務理事に支給する規程を準用する。
2. この附則は、平成9年4月1日から施行する。

附則（平成 15 年 3 月 25 日改正）

この附則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 15 年 11 月 28 日改正）

1. 平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの間において、第 10 条第 2 項中の 6 月に支給する場合の「100 分の 160」を「100 分の 170」、12 月に支給する場合の「100 分の 170」を「100 分の 160」とする。
2. 第 3 条及び第 10 条第 2 項の改正は、平成 15 年 12 月の特別手当の額は、特別手当から平成 15 年 4 月分給与の俸給、調整手当及び通勤手当の支給額の合計に 100 分の 1.07 を乗じた額の 8 月分と平成 15 年 6 月分特別手当の支給額に 100 分の 1.07 を乗じた額、それぞれを減じた額とする。
3. 第 5 条第 2 項の改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 17 年 11 月 30 日改正）

第 3 条、第 10 条第 2 項の改正は、平成 17 年 12 月 1 日から施行し、施行日現在在職する者に限り、平成 17 年 12 月の特別手当の額は、改正後の規程により算定される特別手当から平成 17 年 4 月分の給与の俸給及び調整手当の支給額の合計に 100 分の 0.36 を乗じた額の 8 か月分と平成 17 年 6 月分の特別手当の支給額に 100 分の 0.36 を乗じた額を合算した額を減じた額とする。

附則（平成 18 年 3 月 31 日改正）

第 2 条、第 4 条及び第 10 条第 2 項の改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 21 年 6 月 1 日改正）

1. 平成 21 年 6 月に支給する特別手当については、第 10 条第 2 項中『100 分の 160、』とあるのは『100 分の 145、』とする。
2. この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附則（平成 21 年 11 月 30 日改正）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

（平成 21 年 12 月に支給する特別手当に関する特例措置）

第 2 条 平成 21 年 12 月に支給する特別手当の額は、改正後の第 10 条第 2 項の規定にかかわらず、この規定により算定される特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は、支給しない。

(1)平成 21 年 4 月 1 日において受けるべき俸給及び地域手当の額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数

を乗じて得た額

(2)平成 21 年 6 月に支給された特別手当の額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額

附則（平成 22 年 3 月 31 日改正）

1. 平成 8 年 8 月 1 日施行の附則を次のように改める。

第 1 項を削り、第 2 項を『この規程の定めにかかわらず当分の間、特定事業（児童給食事業）を担当する理事の給与については、第 3 条に定める俸給月額は 750,000 円とし、特定事業（こどもの城事業）を担当する理事の給与については、第 3 条に定める俸給月額は 250,000 円とし、第 4 条、第 9 条及び第 10 条は適用しないものとする。』に改める。

2. この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 22 年 11 月 26 日改正）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

（平成 22 年 12 月に支給する特別手当に関する特例措置）

第 2 条 平成 22 年 12 月に支給する特別手当の額は、改正後の第 10 条第 2 項の規定にかかわらず、この規定により算定される特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は、支給しない。

(1)平成 22 年 4 月 1 日において受けるべき俸給及び地域手当の額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

(2)平成 22 年 6 月に支給された特別手当の額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額

附則（平成 23 年 3 月 31 日改正）

1. この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2. 平成 23 年 6 月及び 12 月に支給する特別手当の額は、第 10 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定により算出される特別手当の額を上限として、収支の状況により支給額を変動することとし、その支給額は理事長が定める。

附則（平成 24 年 3 月 31 日改正）

1. この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2. 平成 24 年 6 月及び 12 月に支給する特別手当の額は、第 10 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定により算出される特別手当の額を上限として、収支の状況により支給額を変動することとし、その支給額は理事長が定める。